

「健康づくり教室」参加者募集

健康づくりの柱は、栄養・運動・休養で、これらを総合的に学べる楽しい教室を開催します。生活習慣病が発症する前に、健康な毎日を過ごすためにもどうぞご参加ください。

日 程

| | 1回目 | 2回目 | 3回目 | 4回目 | 5回目 | 6回目 |
|----|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 月日 | 4/12 (月) | 5/14 (金) | 6/28 (月) | 7/16 (金) | 8/27 (金) | 9/29 (水) |
| | 7回目 | 8回目 | 9回目 | 10回目 | 11回目 | 12回目 |
| 月日 | 10/27 (水) | 11/17 (水) | 12/15 (水) | 1/24 (月) | 2/25 (金) | 3/22 (火) |

時 間 9:30～11:30(2月のみ13:30～15:30)

講 師 かながわ健康財団
高垣茂子さん、風間力さん(健康運動指導士)

会 場 健康福祉センター 2階機能訓練室

申し込み 電話でお申し込みください

健康福祉センター TEL84-1195

健康づくり係 TEL83-1226

締め切り 4月9日(金)まで

対 象 40歳～74歳位まで(先着20名)

医師から運動の制限を受けている方はご相談ください。

費 用 無料

【健康福祉課健康づくり係・TEL83-1226】

ご存知ですか？

国民年金の学生納付特例制度

国民年金の学生納付特例制度とは、前年の所得が一定以下の学生が申請し承認されると、当該期間に係る保険料の納付が猶予される制度です。

また、猶予の承認を受けた期間中に障害といった不慮の事態にあった時、障害基礎年金が支給されます。

対 象 者 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修高校などに
在学中の方

申 請 学生証を必ず持参してください。

※代理申請の場合は印鑑が必要です。

そ の 他 承認を受けた月から10年以内であればあとから保険料を納付すること(追納)ができます。

※追納しなければ、給付額には反映されません。

※3年目以降に追納する場合、経過期間に応じて加算額が上乗せされます。

【税務住民課国保年金係 TEL83-1225】

広報まつだ



おしらせ号

平成22年4月1日発行 編集/発行 企画財政課
〒258-8585 松田町松田惣領2037番地 TEL 83-1222
ホムパージアドレス <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

広報づくり研修会(その1)

広報づくりに関心のある方はぜひご参加を!

教育委員会では、広報づくり研修会を開催します。「今まで広報をつくったことがないけど、広報づくりに挑戦したい」など、初めての方でもわかりやすく説明します。ぜひご参加ください。

日 時 4月16日(金) 9:30～11:30

場 所 町民文化センター 3階大会議室

内 容 広報の作り方 ～基本編～

対 象 一般

講 師 武 勝美さん(エコー教育広報相談室)

申込期限 4月9日(金)

【教育課生涯学習係 TEL83-7023】

春の全国交通安全運動

「安全は 心と時間の ゆとりから」
「新入学児童、園児を交通事故から守ろう」
交通ルールの遵守とマナーの向上についての意識を高めましょう。下記の期間、交通事故防止運動を実施します。

実施期間 4月6日(火)～4月15日(木)

※4月10日(土)は、「交通事故死ゼロを目指す日」です。

【庶務課防災防犯係 TEL83-1221】

春季マス・ヤマメ釣り大会

寄地区に春の到来を告げる「寄自然休養村養魚組合マス・ヤマメ釣り大会」が開催されます。各種賞品を用意してお待ちしておりますので奮ってご参加ください。

日 時 4月11日(日) 午前9時

会 場 寄自然休養村養魚組合

参加費 (前売)2,300円、(当日)2,600円

※前売券は、寄自然休養村養魚組合、植田釣具店(TEL82-0724)で販売中



【寄自然休養村養魚組合 TEL89-2321】

障害のある方へ

新しい「福祉タクシー券」「自動車燃料費助成」は4月から申請

＜福祉タクシー券＞

助成内容 在宅の重度障害児者がタクシーを利用する際、町が費用の一部(初乗り運賃分)を助成することで、日常生活の利便と生活圏の拡大をすすめます。

※じん臓機能障害で人工透析を受けている方 48枚/年

※上記以外の方 24枚/年

(申請月により交付枚数に変更となるため、お早めに申請することをおすすめします)

対 象 者 町内在住の方で下記のいずれかに該当する方

(自動車燃料費の助成受給者は利用できません)

○身体障害者手帳を所持し、下肢、体幹、視覚、内部に係る障害の程度が1、2級の方

○療育手帳Aを所持している方

○精神保健福祉手帳1級を所持している方

申請方法 4月1日以降に健康福祉課へ以下のものを持参してください。

○身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳

(上記対象者の要件がわかる手帳)

○印鑑

○前年度分未使用の券(引き続き助成を希望する場合)



＜自動車燃料費助成＞

助成内容 在宅の重度身体障害者が自ら運転する場合、町がその燃料費の一部を助成することにより、社会参加を助け、福祉増進を図ります。

※じん臓機能障害で人工透析を受けている方 2,000円/月

※上記以外の方 1,500円/月

対 象 者 町内在住の方で、本人または同居する家族が所有する自家用車を自ら運転する方で下記のいずれかに該当する方

(福祉タクシー助成の助成受給者は利用できません)

○身体障害者手帳を所持し、下肢、体幹、視覚、内部に係る障害の程度が1、2級の方

申請方法 4月1日以降に健康福祉課へ以下のものを持参してください。

○身体障害者手帳、印鑑、運転免許証

車検証(自家用車であることを確認するため)

【健康福祉課福祉推進係 TEL83-1226】

後期高齢者医療(長寿医療)保険料の特別徴収(年金天引き)開始の通知を郵送します

4月上旬に後期高齢者医療(長寿医療)保険料の特別徴収該当者の方に「仮徴収額決定通知書」を郵送します。お手元に通知が届きましたら内容の確認をお願いします。

【税務住民課国保年金係 TEL83-1225】